

1. 官庁施設の防災データの整備

官庁施設の防災データを統一的に管理することで、災害時の国家機関の建築物に対する指導・監督を適切に行い、危険施設の迅速な抽出・集計を可能とするため、防災データの整備を進める。

→ 官庁施設の基礎データに、「震度観測点」「ハザードデータ」「緯度・経度」「標高」「海岸からの距離」等を追加し、併せて「位置図」を整備する。

2. 官庁施設の耐震化の推進

管内の官庁施設耐震化の状況
(官庁施設の耐震基準を満たす施設の割合)

公表施設	耐震化施設	耐震化率
約51万㎡ (229棟)	約40万㎡ (199棟)	約79% (約87%)

平成22年3月末時点

耐震対策の目的

- ・災害応急対策活動の拠点整備
- ・来訪者等の安全性確保

耐震対策の目標

- ・平成18～27年度の10年間で、耐震化率9割(面積率)を目標として整備を実施する。

①既存不適格建築物の耐震化

建築基準法に基づく耐震性能を満たさない官庁施設について、人命の安全確保を図るため、耐震改修や建替を行う。

②防災合同庁舎等の防災機能の強化

防災拠点としての所要の耐震性能を満たしていない官庁施設の耐震改修及び防災合同庁舎の整備を行う。

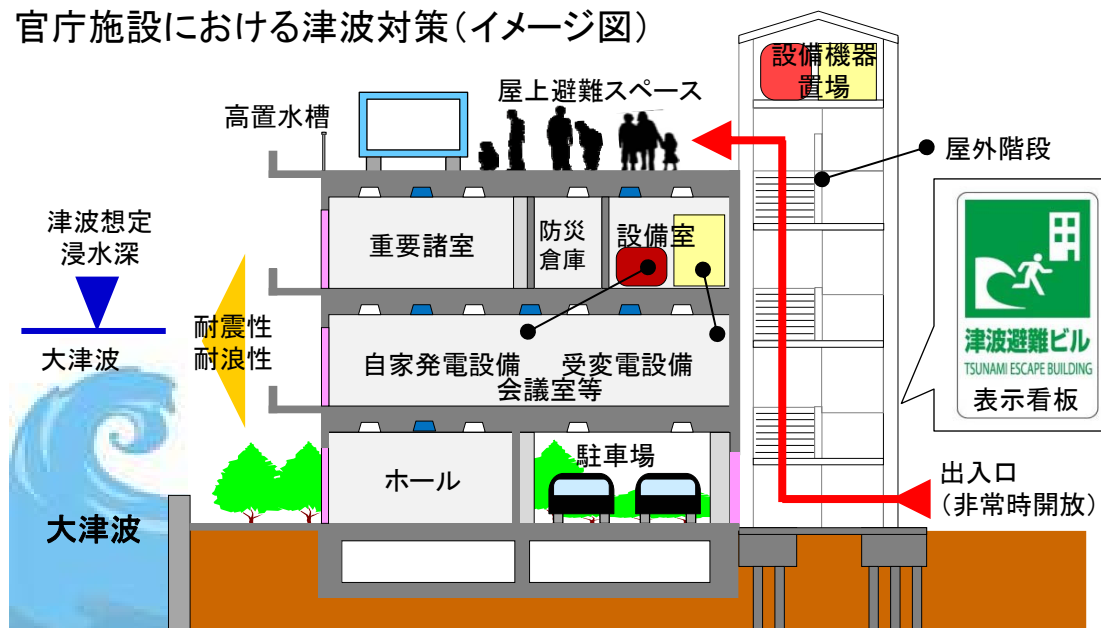
中部地方整備局営繕部における地震・津波対策の概要

3. 官庁施設の津波対策の推進

津波対策の目的

- ・一時的な避難場所としての機能を確保 → 津波避難ビルとして近隣の避難者の受入れ・安全性の確保
- ・津波被害からの行政機能の早期回復及び災害応急対策活動のための拠点機能の確保

官庁施設における津波対策(イメージ図)



津波対策の主な実施項目

- 津波後の電力・水の持続的な供給
 - ・自家発・受変電設備を上階に設置
 - ・高置水槽の容量確保
- 早期の庁舎機能確保
 - ・重要諸室を上階に設置
 - ・総合的な耐震安全性の確保
- 津波避難施設としての整備
 - ・防災倉庫の整備
 - ・屋外階段(非常時開放)の設置
 - ・屋上を避難スペースとして整備

4. 防災意識の向上

施設管理者への助言・指導・監督

- ・国・独法・地方公共団体(県・市)の施設保全担当者に対し、施設の保全指導を行うとともに、災害時における業務継続のための施設機能の確保や応急点検の方法等※1について、助言・指導を行っている。

※1「業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針」による。